周南市こども計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方

※いただいた意見については、原文通り掲載しています

番号	項目	意見要旨	市の考え方
1	第1章　計画の趣旨 1　計画策定の背景 P1	「計画策定の背景」で関係各施策の記述ありますが、年代の把握がし難いと感じます。 年表形式の資料追加頂けましたなら幸いです。	「計画策定の背景」については、本文中に法律の施行時期等年月を明記しております。また、2ページ目には、国の動向として、本計画の策定において特に関連のある法令等を取り上げて表記しており、原案のとおりといたします。
2	第1章　計画の趣旨 4　計画策定方法 (1)　ニーズ調査の実施 P6	「ニーズ調査の実施」との事で実施調査の概要一覧がありますが、回答率が50％前後、「回答率が高い」とは言えないものも見受けられます（１案件は20％台となっております）。 回答率の低いアンケート等の結果に頼る危険性、「回答率が低い」＝「当該行政施策に対して市民の関心が低い」事十分認識の上推進計画内容再精査・施策実施宜しく御願い致します。	本アンケートの結果は統計学的に有意であると認識していますが、ご指摘の点については、十分に配慮したうえで、施策を進めてまいります。
3	第2章　周南市のこども・子育てを取り巻く状況 2　ニーズ調査結果の概要 (1)　子ども・子育て支援ニーズ調査結果 P20	「周南市は子育てしやすいまちか」アンケートの結果分析ですが、「『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）が『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）を上回りました」とされておりますが、「どちらでもない」が4割を占め、「『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）」は4割を下回る、という事実を受け止めて当該計画内容再精査・施策実施を宜しく御願い致します。	本計画では、ご指摘いただいた点も含めて、各種調査結果を基礎資料として活用するほか、こども・若者から意見を聴取するなど、幅広く市民ニーズの把握に努めました。また、第2期周南市子ども・子育て支援事業計画の実施状況やこども大綱のこども施策に関する基本的な方針・重要事項を踏まえて検討し、原案を作成しています。 本計画に沿って各施策を着実に進めていき、毎年度、計画の達成度について点検・評価を実施し、その結果をホームページ等で公表いたします。計画期間の中間年には、計画目標と実績に著しい開きが生じた場合など、多様化する市民ニーズや社会情勢等も勘案しながら、計画の見直しを行いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
4	第2章　周南市のこども・子育てを取り巻く状況 2　ニーズ調査結果の概要 (1)　子ども・子育て支援ニーズ調査結果 P20	「今後も周南市で子育てしたいか」アンケートの結果分析ですが、「続けたい」＝積極的に当市で子育てしたい、という回答が３割しかない、という事実を受け止めて当該計画内容再精査・施策実施を宜しく御願い致します。	

周南市こども計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方

※いただいた意見については、原文通り掲載しています

番号	項目	意見要旨	市の考え方
5	第2章　周南市のこども・子育てを取り巻く状況 2　ニーズ調査結果の概要 (1)　子ども・子育て支援ニーズ調査結果 P24	【市内企業】のアンケート結果ですが、市内にどの程度企業があるのか不明、対象50社の選定基準不明、回答率40%のアンケート結果が、施策決定の理由となりえるのか疑問です。 同様のアンケートを県内企業多数に実施、企業規模別に集計実施し、結果を行政施策に反映されます様宜しく御願い致します。	市内に所在する企業から無作為に抽出した50社にアンケートを実施しました。 こども・若者から意見を聴取するなど、幅広く市民ニーズの把握に努めました。また、第2期周南市子ども・子育て支援事業計画の実施状況やこども大綱のこども施策に関する基本的な方針・重要事項を踏まえて検討し、原案を作成しています。
6	第4章　事業計画 基本目標Ⅱ　家庭の育てる力を支え、安心してこどもを産み、育てることのできる環境づくり 3　主な取組内容 (5)　子育ての負担を軽減する経済的支援 P58	昨年より始まった第二子以降の保育料の無償化については大変助かっているところですが、こちらについては計画に記載されないのでしょうか。	ご意見を踏まえ、Ｐ５８の本文に以下のとおり追記しました。 「国の幼児教育・保育の無償化制度に基づき、３歳児以上の全てのこどもと、住民税非課税世帯の０歳から２歳児までのこどもについて、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料の無償化を実施します。さらに、第２子以降の０歳から２歳児までの保育料を無償化し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。」
7	資料編 語句の説明 P93-96	【資料編】の【語句の説明】は有難いです。 説明実施語句の再精査を宜しく御願い致します。 又、目次に「本文中の下線の語句は、巻末【資料編】に説明を掲載しております」といった記述があればと思います。	ご意見を踏まえ、資料編に記載する語句につきまして、再精査しました。 また、目次頁の末尾に「本文中に下線のある語句については巻末の【資料編】で説明」と追記します。

周南市こども計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方

※いただいた意見については、原文通り掲載しています

番号	項目	意見要旨	市の考え方
8	計画全般	各施策に「指標」が設定されております。 数値目標設定困難な施策多数あると思いますが、評価のために指標≒数値目標も必要と考えます。 可能な範囲での指標設定再検討を宜しく御願い致します。 また、指標≒数値目標が適正かどうかは、「これまでの経過」も重要なはずです。 指標一覧には、「現状値（令和5年度＝2023年度）」「目標値（令和11年度＝2029年度）」の他に「過去実績（2017年度）」も明示を宜しく御願い致します。	本計画の指標は、各基本目標で、定量的または定性的な目標の設定が妥当かどうか協議を重ねたもので、原案のとおりといたします。 また、本計画は、こども基本法やこども大綱の制定により、現行の第2期周南市子ども・子育て支援事業計画と大きく体系を変えており、現行計画にはない指標を設けていることから、現状値と目標値のみ明示しています。
9	計画全般	図表には、通し番号の設定・明示を宜しく御願い致します。	図表は、計画書本文の項目をタイトルとして、本文の内容を表しております。また、本文に図表を参照する記載がないため、通し番号については、特段付記しておりません。
10	計画全般	年代記述が「元号のみ」「西暦のみ」「西暦元号併記」混在していると思います。 時期差異把握がしにくくなります為、西暦元号併記又は西暦表記に統一を御検討宜しく御願い致します。	ご意見を踏まえ、原則、元号（西暦）の表記に統一いたします。

周南市こども計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方

※いただいた意見については、原文通り掲載しています

番号	項目	意見要旨	市の考え方
11	計画全般	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政等に関心又は用事の在る市民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います（記事の場合は把握している範囲内で御願い致します）。	今回のパブリックコメントは、計画（素案）についてご意見をいただくために、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき実施しております。 意見募集については、同条例第10条の規定により、市広報紙、市ホームページ、市情報公開窓口、市公式ＳＮＳ（Facebook、X）、ケーブルテレビ、市役所本庁舎1階電子番号表示システムなど、多岐にわたる媒体にて周知を行いました。 新聞への広告掲載は実施しておらず、記事掲載については把握していません。 次期計画策定の際には、より幅広くご意見をいただけるよう、周知方法や募集時期、募集期間等について検討したいと思います。
12	計画全般	意見送付市民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/市民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。 （意見募集結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。）	
13	計画全般	当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 市民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。 （案作成時に実施済とは思いますが一応。）	本計画が実効性の高い計画となるよう、原案策定の過程で、Ｐ７に記載のとおり、学識経験者や市民団体代表、公募委員からなる周南市こども育成支援対策審議会にて複数回審議を重ねております。また、施策の対象であるこども・若者当事者から直接意見の聞き取りを実施しております。

周南市こども計画（素案）に対する意見の要旨と市の考え方

※いただいた意見については、原文通り掲載しています

番号	項目	意見要旨	市の考え方
14	計画全般	当該案件、資料100ページ以上の案件となっております。又、意見作成の為には本来は関係する国や県の法令・計画も確認すべきと思います。更に、市パブリック・コメント/市民意見募集複数案件で募集期間重複しておりました。 この様な案件で、意見募集期間が従来通り1ヶ月間と言うのは不適切と感じます（正直内容充分に確認出来ませんでした）。期間の延長、或いは意見募集の際の意見を反映させた「素案」で再度意見募集実施、を希望致します。 今回は前述対応は無理/実施しないのであれば、今後「資料頁数」「他意見募集との期間重複」「募集期間に年末年始等を含む」等々を考慮した募集期間設定を御検討（必要であれば条例改定）を宜しく御願い致します。	今回のパブリックコメントは、計画（素案）についてご意見をいただくために、周南市市民参画条例及び同施行規則に基づき実施しております。 ご指摘のとおり、複数の計画策定が同時期に重なることもございますので、次期計画策定の際には、より幅広くご意見をいただけるよう、周知方法や募集時期、募集期間等について検討したいと思います。